



島根県報

令和元年10月23日（水）

第 4 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定 (障 がい 福 祉 課) 4

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (中 小 企 業 課) 4

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (") 5

洪水浸水想定区域の変更 (河 川 課) 6

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 6

【特定調達公告】

令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等 (下 水 道 推 進 課) 7

令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等 (") 8

令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等 (") 8

令和2年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等 (") 9

令和2年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等 (") 9

アグスタ式A109E型ヘリコプター（JA02PC）耐空検査受検整備に係る一般競争入札の落札者等 (警 察 本 部) 10

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 10

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 11

政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 11

政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体 12

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第40号）

1 規則の概要

(1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
液体クロマトグラフ質量分析装置	1時間につき	1,860円
振動密度計	1時間につき	80円
大型遠心機	1時間につき	130円
ポータブル型X線残留応力測定装置	1時間につき	1,180円
万能試験機	1時間につき	830円
マルチカラーレーザ同軸変位計	1時間につき	50円
電磁波シールド効果測定治具	1時間につき	60円
流体解析ソフト（PIV用）	1時間につき	50円
煙発生装置（PIV用）	1時間につき	210円
ブリネル硬度計	1時間につき	50円
ビッカース硬度計	1時間につき	50円
2次元レーザー加工機	1時間につき	1,780円

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
イオンクロマトグラフ	1時間につき	1,070円
視覚データ評価装置	1時間につき	220円
分析電子顕微鏡	1時間につき	1,110円

(2) 分析等の手数料の新設（別表第2関係）

定量分析

分析等の種類	分析等の内容	手数料の額	
水質分析	醸造用水分析（機器分析）	1試料につき	13,950円

2 施行期日

令和元年11月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第40号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

シングル四重極型GCMS	1時間につき	920円
--------------	--------	------

を

「

シングル四重極型GCMS	1時間につき	920円	に、
液体クロマトグラフ質量分析装置	1時間につき	1,860円	

」

「

リアルタイムPCR解析システム	1時間につき	120円	を
-----------------	--------	------	---

」

「

リアルタイムPCR解析システム	1時間につき	120円	に、
振動密度計	1時間につき	80円	
大型遠心機	1時間につき	130円	

」

「

電子デバイス用電子顕微鏡	1時間につき	2,690円	を
--------------	--------	--------	---

」

「

電子デバイス用電子顕微鏡	1時間につき	2,690円	に改める。
ポータブル型X線残留応力測定装置	1時間につき	1,180円	
万能試験機	1時間につき	830円	
マルチカラーレーザ同軸変位計	1時間につき	50円	
電磁波シールド効果測定治具	1時間につき	60円	
流体解析ソフト（PIV用）	1時間につき	50円	
煙発生装置（PIV用）	1時間につき	210円	
ブリネル硬度計	1時間につき	50円	
ビッカース硬度計	1時間につき	50円	
2次元レーザー加工機	1時間につき	1,780円	

」

別表第1の2の表中

紫外可視分光光度計	1時間につき	60円	を
-----------	--------	-----	---

」

「

紫外可視分光光度計	1時間につき	60円	に、
イオンクロマトグラフ	1時間につき	1,070円	
視覚データ評価装置	1時間につき	220円	

」

「

色彩色差計	1時間につき	60円	を
-------	--------	-----	---

」

「

色彩色差計	1時間につき	60円	に改める。
分析電子顕微鏡	1時間につき	1,110円	

」

別表第2の2の項第2号中

	8 全有機炭素	1 試料につき	5,250円	を
	8 全有機炭素	1 試料につき	5,250円	に改める。
	9 醸造用水分析（機器分析）	1 試料につき	13,950円	

附 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

告 示**島根県告示第312号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和元年10月23日

島根県知事 丸山達也

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人島根整肢学園	あゆっこ浜田	浜田市野原町859-1	令和元年10月1日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人島根整肢学園	あゆっこ浜田	浜田市野原町859-1	令和元年10月1日

島根県告示第313号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和元年10月23日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア出雲高岡店 島根県出雲市高岡町1279番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) ラピタきた店

(変更後) ウエルシア出雲高岡店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 島根県農業協同組合 島根県松江市殿町19番1 代表理事組合長 萬代 宣雄

(変更後) ウエルシア薬局株式会社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 代表取締役 松本 忠久

(4) 変更の年月日

平成31年3月11日

2 届出年月日

令和元年9月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第314号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和元年10月23日

島根県知事 丸山 達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア出雲高岡店 島根県出雲市高岡町1279番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

(3) 変更しようとする事項

ア 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 建物北東側 (屋外)

(変更後) 建物北東側 (屋内)

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時30分から午後9時まで

(変更後) 午前9時から翌午前0時まで

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から翌午前0時30分まで

(4) 変更の年月日

(3)ア：令和2年6月1日

(3)イ及びウ：令和元年11月1日

2 届出年月日

令和元年9月30日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第315号

平成31年島根県告示第117号で指定した洪水浸水想定区域を変更したので、一級河川江の川水系八戸川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項において準用する同条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び浜田県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和元年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第316号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 区域の名称 港大津

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から31号までを順次に結んだ線及び標柱1号と31号を結んだ線により囲ま

れた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町港町大津ノ二3番9	1号及び31号
〃 3番5	2号
〃 2番8	3号、4号、28号及び29号
〃 2番1	5号
〃 1番1	6号から11号まで、13号、15号、18号、19号及び21号
〃 1番2	12号
〃 1番6	14号
〃 1番8	16号及び17号
〃 1番3	20号
〃 1番5	22号
隠岐郡隠岐の島町港町塩口83番3	23号
〃 83番	24号
〃 1番	25号から27号まで
隠岐郡隠岐の島町港町大津ノ二3番4	30号

2(1) 区域の名称 唐井2

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から29号までを順次に結んだ線及び標柱1号と29号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町栄町30番2	1号、14号から16号まで及び23号から29号まで
隠岐郡隠岐の島町中町出雲結ノ上1番3	2号及び3号
〃 1番1	4号から8号まで
隠岐郡隠岐の島町栄町5番	9号から12号まで
〃 11番	13号
〃 29番	17号から22号まで

特 定 調 達 公 告

令和元年度において、令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 特定調達契約により調達する役務の種類

令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務及び下水汚泥肥料原料化業務の

委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。

- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続
要綱に定めるところによる。
- 4 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段
島根県土木部下水道推進課ホームページから入手することとする。(https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/jyoge/gesui/yakuwari/zigyousya/)

令和元年度において、令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月23日

島根県知事 丸山達也

- 1 特定調達契約により調達する役務の種類
令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務
- 2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務の委託契約及び下水汚泥セメント原料化業務又は下水汚泥炭化製品化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続
要綱に定めるところによる。
- 4 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段
島根県土木部下水道推進課ホームページから入手することとする。(https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/jyoge/gesui/yakuwari/zigyousya/)

令和元年度において、令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月23日

島根県知事 丸山達也

- 1 特定調達契約により調達する役務の種類
令和2年度宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務
- 2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務の委託契約及び下水汚泥セメント原料化業務、下水汚泥肥料原料化業務又は下水汚泥炭化製品化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。

- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

要綱に定めるところによる。

- 4 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段

島根県土木部下水道推進課ホームページから入手することとする。(<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/jyoge/gesui/yakuwari/zigyousya/>)

令和元年度において、令和2年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 特定調達契約により調達する役務の種類

令和2年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務

- 2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務の委託契約及び下水汚泥セメント原料化業務又は下水汚泥炭化製品化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。

- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

要綱に定めるところによる。

- 4 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段

島根県土木部下水道推進課ホームページから入手することとする。(<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/jyoge/gesui/yakuwari/zigyousya/>)

令和元年度において、令和2年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 特定調達契約により調達する役務の種類

令和2年度宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務

- 2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務及び下水汚泥肥料原料化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。

- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

要綱に定めるところによる。

4 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段

島根県土木部下水道推進課ホームページから入手することとする。(https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/jyoge/gesui/yakuwari/zigyousya/)

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年10月23日

島根県警察本部長 今 村 剛

1 件名及び数量

アグスタ式A109E型ヘリコプター（JA02PC）耐空検査受検整備

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和元年5月24日

4 落札者の氏名及び住所

中日本航空株式会社広島支店 支店長 林 裕万 広島県広島市西区観音新町四丁目10番2号

5 落札金額

90,612,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成31年3月29日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和元年10月23日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

政党

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党島根県出雲市第八支部	多々納 剛人	小村 隆一	出雲市武志町755番地2	令和元年9月18日

島根県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和元年10月23日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党島根県ときわ会支部	藤原 勝利	会計責任者の氏名	山根 利彰	内藤 安夫	令和元年7月1日
自由民主党島根県松江市第一支部	浅野 俊雄	会計責任者の氏名	浅野 和公	長谷川 孝	令和元年8月19日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
浅野俊雄後援会	浅野 俊雄	主たる事務所の所在地	松江市西津田三丁目8-17	松江市西津田三丁目11-1	令和元年8月19日
		代表者の氏名	浅野 俊雄	板倉 季雄	
		会計責任者の氏名	浅野 和公	津森 邦夫	
池田こうせい後援会	池田 高世偉	会計責任者の氏名	井川 芳樹	村上 孝三	令和元年9月1日
大国ふみてると出雲を耕す会	米山 広志	会計責任者の氏名	大国 順子	大国 史英	令和元年8月31日
小林眞二後援会	藤原 令奈	代表者の氏名	藤原 令奈	渡部 樹禧	令和元年8月25日
島田二郎後援会	陶山 隆一	主たる事務所の所在地	安来市安来町2043-6	松江市幸町828-1古志ビル2階	平成31年4月30日
島根県商工政治連盟	石飛 善和	会計責任者の氏名	葛西 章	高橋 万夫	平成30年4月1日
島根県税理士政治連盟	細木 貞彦	主たる事務所の所在地	出雲市武志町1017	松江市津田町326	令和元年8月20日
		代表者の氏名	細木 貞彦	尾添 憲男	
島根ビルメンテナンス政治連盟	土江 孝夫	主たる事務所の所在地	松江市古志原四丁目1番1号	松江市千鳥町26番地1	令和元年7月29日
田中直文後援会	田代 和秋	代表者の氏名	田代 和秋	筑後 芳樹	平成31年1月30日

島根県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであった

たので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年10月23日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
河田隆資後援会	潮 照弘	令和元年8月20日
島根県佐藤まさひさを支える会	久保田 一郎	令和元年10月5日
野津陽正後援会	野津 陽正	平成30年12月31日
藤原常義後援会	石橋 富二雄	令和元年7月2日
松田修吾後援会	松田 栄次	令和元年8月27日

島根県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和元年10月23日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
野津 陽正	野津陽正後援会	平成30年12月31日